

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本万国博覧会記念協会	政府出資額	25,380,005,700円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構	政府出資額	64,692,252,507円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	39,312,246,807円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成14年法律第125号） 附則 （日本万国博覧会記念協会解散等） 第2条 日本万国博覧会記念協会(以下この条において「協会」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。 2～5 略 6 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項及び第二項の規定により国及び機構が承継する資産の価額の合計額（次条の規定による廃止前の日本万国博覧会記念協会法（昭和四十六年法律第九十四号。附則第四条において「旧協会法」という。）第二十三条第一項の日本万国博覧会記念基金（次項及び第十項において「旧基金」という。）に充てられている金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の政府及び当該地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。 7 前項に規定する場合において、機構が承継する資産の価値（旧基金に充てられている金額を除く。）から負債の金額及び同項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額に相当する金額を差し引いた額は、承継の際、政府から機構に出資されたものとする。 8 前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。 9～11 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の時価評価による増（約524億円）</li> <li>・旧法人の利益の内部留保分が資本金に振り替わったことによる増（約277億円）</li> <li>・会計基準の変更に伴い、資産見返寄附金及び長期預り寄附金を計上したことによる減（約56億円）</li> </ul>		
備考	政府出資金と大阪府出資金の比率      政府出資金：大阪府出資金 = 53：47		